仕　様　書

１　品名

家庭ごみの正しい出し方（全区版）・（似島版）

２　規格等

規　格	Ｂ３版
紙　質	コート紙、９０kg相当 ※　「広島市役所グリーン購入ガイドライン」に定める印刷用紙の「判断基準」を満たすこと。ただし、当該「判断基準」を満たす印刷用紙を使用できない場合は、この基準を満たさない印刷用紙を使用することができるものとする。その場合であっても、できる限り環境に配慮した印刷用紙を使用するよう努めること。
印刷の方法等（全区版）	「３　原版データ等について　⑴　」に基づき作成した原版データを用いて表面及び裏面を印刷物の種類（別紙１参照）ごと（※）に作成すること。 表面　４色オフセット印刷（別紙３参照） 裏面　４色オフセット印刷（別紙４参照） ※　表面及び裏面の左上には別紙１の種類、最下部には種類ごとの納品場所である環境事業所名及び連絡先をそれぞれ記載し、裏面の収集日程表は種類ごとに作成すること。
印刷の方法等（似島版）	「３　原版データ等について　⑴　」に基づき作成した原版データを用いて作成すること。 表面　４色オフセット印刷（別紙５参照）
製　本	バラ ※　５０枚ごとに目印となる合紙（Ｂ３サイズ）を入れ、２００枚ごとに包装紙で梱包すること。 ※　梱包したものに品名と数量の分かるラベルを添付すること（別紙２参照）。
印刷物の種類、数量、納品場所	別紙１のとおり。

３　原版データ等について

⑴　全区版・似島版

本市が契約締結後に提供する令和８年度版「家庭ごみの正しい出し方（全区版・似島版）」（全区版：別紙３及び別紙４、似島版：別紙５）の原版データ（イラストレータ形式）を基に、令和９年度版「家庭ごみの正しい出し方（全区版・似島版）」の原版データ（イラストレータ形式）を印刷物の種類（別紙１参照）ごとに作成すること。

なお、「令和８年度版からの変更箇所」及び「令和９年度の地区ごとの収集日程（全区版のみ）」については、契約後ただちにデータで提供するので、１０日を目途に校正原稿を提出すること。

また、作成した原版データをＰＤＦ形式に変換したものもデータで作成すること。

なお、全区版について、表面・裏面をそれぞれＡ４縦１枚で印刷できるものとし、

種類ごとの表面・裏面を１ファイルとすること。似島版については、Ａ４縦１枚で印刷できるものとすること。

作成する原版データの種類については、別紙１を参照のこと。

⑵　ホームページ掲載用データ（全区版のみ）

ア　家庭ごみの正しい出し方ＰＤＦデータ

⑴で作成した原版データを基にホームページ掲載用データ（ＰＤＦ形式）を作成すること。

表面はＡ４縦１枚（別紙６参照）、裏面はＡ４横２枚（別紙７参照）で印刷できるものとし、表面は１枚で１ファイル、裏面は２枚で１ファイルとすること。

イ　家庭ごみの正しい出し方掲載イラストＪＰＥＧデータ

家庭ごみの正しい出し方の「出せる物の例」に掲載したイラストを区分ごと（区分例：生ごみ、卵の殻、貝殻など）にＪＰＥＧ形式に変換したデータ（１ファイルあたり５０ＫＢ以内）を作成すること。

４　校正

⑴　校正場所

環境局業務第一課

⑵　校正方法

文字校正２回程度、色校正１回程度を予定する。令和８年１２月１５日（火）を目途に校了させること。

５　納品期限等

⑴　印刷物

令和９年１月１５日（金）までに、別紙１の種類ごとに各納品場所へ納品すること。

ただし、環境局業務第一課への納品分については、１～１８の納品を完了した後に、全ての種類をまとめて納品すること。

また、１～１８の納品については、納品日の２日前（土・日・祝日等を除く）までに、納品先及び納品時間帯（午前・午後）を環境局業務第一課へ連絡すること。

⑵　原版データ及びホームページ掲載用データ

令和９年１月１５日（金）までに、ＣＤ又はＵＳＢメモリ等の記録媒体に保存したもの２点（予備を含む）を、環境局業務第一課に納品すること。

６　特記事項

⑴　リサイクル対応型印刷物製作ガイドラインに基づく識別表示を行うこと。

⑵　作成した原版データ及びホームページ掲載用データの著作権は本市に帰属する。

⑶　作成した原版データは、次年度版「家庭ごみの正しい出し方」を作成する業者に提供する。

⑷　ホームページ掲載用データは、本市ホームページ及び本市が別に作成する印刷物等に掲載することがある。

７　その他

⑴　契約締結後、速やかに環境局業務第一課と事前打合せをすること。

⑵　この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、これを決定する。

作成する日程表の種類、数量及び納品場所

（全区版）

	種　類	数量(枚)	納 品 場 所	連 絡 先
1	中　1	42,000	中環境事業所 (中区南吉島一丁目5-1)	電話　082-241-0779 FAX　082-241-1407 メール　ka-na-kan@city.hiroshima.lg.jp
2	中　2	40,000		
3	東　1	35,000		
4	東　2	24,000		
5	温品・上温品・馬木・福田	16,000		
6	南　1	42,000	南環境事業所 (中区南吉島一丁目5-1)	電話　082-286-9790 FAX　082-286-9791 メール　ka-mi-kan@city.hiroshima.lg.jp
7	南　2	33,000		
8	西　1	55,000	西環境事業所 (西区商工センター七丁目7-1)	電話　082-277-6404 FAX　082-277-6406 メール　ka-ni-kan@city.hiroshima.lg.jp
9	西　2	60,000		
10	安佐南　1	60,000	安佐南環境事業所 (安佐南区伴北四丁目4013-1)	電話　082-848-3320 FAX　082-848-4411 メール　ka-am-kan@city.hiroshima.lg.jp
11	安佐南　2	54,000		
12	可部・安佐	34,200	安佐北環境事業所 (安佐北区可部町大字中島1471-8)	電話　082-814-7884 FAX　082-814-7894 メール　ka-as-kan@city.hiroshima.lg.jp
13	高陽・白木	34,400		
14	安芸　1	22,000	安芸環境事業所 (安芸区矢野新町二丁目3-18)	電話　082-884-0322 FAX　082-884-0324 メール　ka-ak-kan@city.hiroshima.lg.jp
15	安芸　2	17,000		
16	佐伯　1	31,000	佐伯環境事業所 (佐伯区海老園一丁目4-48)	電話　082-922-9211 FAX　082-922-9221 メール　ka-sa-kan@city.hiroshima.lg.jp
17	佐伯　2	33,000		
18	佐伯　3	5,000		
※		1,350	環境局業務第一課 (中区国泰寺町一丁目6-34)	電話　082-504-2220
計		638,950		

（似島版）

19	似島	300	環境局業務第一課 (中区国泰寺町一丁目6-34)	電話　082-504-2220

※　環境局業務第一課への納品分(1,350枚)は、種類ごとに1～9が100枚、10～18は50枚とする。

梱包時に添付するラベル　　別紙２

品目	令和9年度版「家庭ごみの正しい出し方（家庭ごみ収集日程表）」 〇〇環境事業所
数量	〇〇〇枚
通し番号	〇〇／〇〇

別紙１に記載のある、中１、中２等の種類を表記する。
その際、納品場所に対応する種類になっていること、梱包されたものと合っているかを確認する。
また、５０枚ごとの合紙が入っていること、２００枚ごとに梱包されていることを納品前に確認する。

別紙３

中１

令和8(2026)年度 家庭ごみの正しい出し方

広島市環境局

収集日の**朝8時30分まで**に出してください。

※収集時間は地域やごみの種類によって異なります。

裏面の**日程表**で収集日を確認して、下の表の「収集日」欄に書き込んでご使用いただけます。**カレンダー形式の「ごみ出しカレンダー」は、広島市ホームページに掲載しています。**（裏面上部二次元コードからもアクセスできます。）

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
可燃ごみ じょうぶな紙袋または**ポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎週 ○曜日 と ○曜日	台所ごみ 再生できない紙くず 木くず・せん定木くず その他	●生ごみ、卵の殻、貝殻など ●棒きれ、草 ●紙パック ●くすり ●湿布 ●マスク、ティッシュ、カーボン紙など ●吸い殻 ●乾燥剤、脱酸素剤 ●紙おむつ ●ペットの砂・ふんなど ●中身が綿の座布団・まくら	●**段ボール箱で出さないでください。（段ボールは「資源ごみ」）** ●菓子箱やダイレクトメールなど**名刺大以上の紙は「資源ごみ」**で出してください。 ●牛乳パックは、できるだけスーパーなどの**店頭回収**をご利用ください。 ●**生ごみ**は、**よく水を切って、新聞紙などに包んで**出してください。 ●**食用油**は、**布や新聞紙などに染み込ませて**出してください。 ●**せん定木くず**などは、**長さをおおむね50cm以下**に切り、**束ねて少量ずつ**出してください。（ただし**直径が生木で5cm以下、乾燥木で10cm以下**のものに限ります。） ●竹串など**先がとがったもの**は、**先をつぶして**出してください。 ●**花火やマッチ**は、**必ず水にぬらして**出してください。
ペットボトル 透明または半透明の**ポリ袋**	毎週 ○曜日	ペットボトル PET ※このマークが目印です。	●飲料用（ジュース、お茶、コーヒー、水など） ●酒類・みりん類用、酢類用、しょう油類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用（ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルプラで出してください。） ●キャップとラベルはリサイクルプラへ	●**キャップとラベルをはずして中を水洗いし、つぶして**出してください。（キャップとラベルは「リサイクルプラ」で出してください。） ●**「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて**出してください。 ●「ペットボトル」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●**食用油やソース、洗剤などのボトル**は、「**リサイクルプラ**」で出してください。
リサイクルプラ 透明または半透明の**ポリ袋**	毎週 ○曜日	容器包装プラスチック プラ ※このマークが目印です。	（商品の容器や包装に使用されたプラスチック類）●プラ製のフタ、キャップ、ラベル ●発泡スチロールの梱包材、容器 ●ボトル類 ●カップ類（紙のカップ麺は「可燃ごみ」） ●袋類、ネット類 ●食品などの商品を包むラップ ●チューブ類 ●レジ袋など	●**「ペットボトル」と必ず袋を分けて**出してください。 ●「リサイクルプラ」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●**食品やボトル類・チューブ類の容器**は、**水洗いや拭き取るなどして付着物を取り除いて**出してください。（中身や汚れが取り除けない場合は「可燃ごみ」で出してください。） ●**キャップやフタ**がついているものは、**はずして**出してください。 ●**食品トレー**は、できるだけ**スーパーなどの店頭回収**をご利用ください。
その他プラ 透明または半透明の**ポリ袋**	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	容器包装以外のプラスチック類	●ビニール製かばん ●ぬいぐるみ・プラスチック製のおもちゃ ●靴・スリッパ 革靴・長靴 ●クリーニングの袋 ●ビデオ（カセット）テープ、CD、DVD及びそれらのケース ●衣底で使用したラップ（ゴム除く）、スポンジ ●インクカートリッジ、プラスチック製の文具 ●中身がスポンジのクッション・まくら ●ハンガー（プラスチック製のもの）	●ホースなどの長いものや、シート類は、30cm未満に切断して出してください。（切断が難しい場合は、ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。） ●**機械部品を含むおもちゃ・ぬいぐるみ**は、「**不燃ごみ**」で出してください。 ●プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件にあてはまるものは「大型ごみ」となります。 ●**木製のハンガー**（金具有も含む）は「可燃ごみ」で、**金属製のハンガー**（ビニールで覆われているものも含む）は「不燃ごみ」で出してください。
不燃ごみ 透明または半透明の**じょうぶなポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	陶磁器類 小型家電（大型ごみにならないもの） その他	**令和8年度からルールを変更しています。** ●皮革製かばん ●陶磁器類 ●化粧品の乳白色びんとマニキュアのびん ●充電式電池を取り外せない家電製品（ハンディファンなど） ●ライター ●耐熱ガラス ●カミソリ ●金属製のキャップ、フタ ●アルミホイル類 ●電池が取り外せない場合 ●取り外した電池は有害ごみへ ●保冷剤 ●白熱電球、LED、使い捨てカイロ ●傘、ポット、時計 ●携帯ゲーム機、デジタルカメラ 電子時計など ●アイロン、トライヤーなどの小型家電	●**ブランター等の土や砂、底石**はレジ袋**3袋程度**の量を限度に少量ずつ出してください。 ●**ライター**は**他の不燃ごみと袋を分け**、袋に「**ライター**」**と書いて**出してください。 ●**家電製品**は**電池を取り外して**（電池は「**有害ごみ**」）出してください。 ●**充電式電池を取り外せない家電製品**は、**他の不燃ごみと袋を分け**、袋に「**危険**」**と書いて**出してください。 ●**小型家電**（電気や電池で動く製品）**は、区役所等に設置しているリサイクル回収ボックス**（投入口〔縦15cm×横30cm×奥行き40cm〕に入る大きさのものに限ります。）や、宅配便等による回収もご利用ください。詳細は広島市ホームページをご覧ください。 ●ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ねて出してください。（30cm未満に切断できる場合は、切断して「その他プラ」で出してください。）
資源ごみ ひもでしばってまとめる、じょうぶな袋に入れる（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	紙　類（名刺大以上） 布　類 金属類 ガラス類	●布製かばん ●新聞紙 ●段ボール ●その他の紙類（本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙） ●包丁（新聞紙などに包む。） ●古着、カーテンなど ●空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶（使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする）など ●ガラスびん、ガラスくず（びんのフタはとります。） ●化粧品のびん（乳白色びん及びマニキュアのびんを除く。）	●**紙類はひもでしばる**などしてまとめて、**その他の「資源ごみ」はじょうぶな袋（土のう袋等を除く）**に入れるなどして、**「有害ごみ」の袋と分けて**出してください。 ●**スプレー缶**は、**使い切る**か、火の気のない風通しの良い**屋外でガスを抜き、中身を空**にして、**穴を開けず**に出してください。 ●**中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器**は**収集できません。**製造メーカーに相談してください。 ●**包丁や割れたガラス**などは、**新聞紙などに包んで「危険」と書いて**出してください。 ●ビールびんや一升びんなど**くり返し使用できるびん**は、できるだけ**販売店に返却**してください。 ●**缶、びん**は**フタやキャップをはずし**、内容物を取り除いて**洗って**出してください。 ●広島市では、ごみの減量化や持ち去り防止などのため、「**集団回収**」を**推奨**しています。実施の有無については、**町内会などへ**お問い合わせください。 ●**まだ着ることができる服**は、人に譲るなどして、**できるだけ再利用**してください。
有害ごみ 有害と明記した**ポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	乾電池 蛍光管 体温計	●乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）**端子部分をテープで覆う** ●モバイルバッテリー ※破損・膨張した小型充電式電池、モバイルバッテリーも収集します。 ●蛍光管 ●体温計等（水銀を使用したもの）	●**「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋（土のう袋等を除く）に「有害」と書いて**出してください。 ●**小型充電式電池、モバイルバッテリー**は、**区役所に設置している充電式電池回収ボックス**（投入口〔縦6.5cm×横13cm〕に入る大きさで、**破損・膨張していないもの**に限ります。）もご利用ください。 ●**電池類**は**ショート（短絡）による発熱・発火を防止するため、端子部分をテープで覆って**ください。 ●**LED電球やLED蛍光管**は、「不燃ごみ」で出してください。 ●蛍光管などが割れることによる**水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んで**から袋に入れて**割れないよう丁寧に**出してください。
大型ごみ（有料） ■**納付券（シール）を購入する前**に大型ごみ収集を**予約**してください。納付券の**払戻し、再発行はできません。** ■**納付券の個収書（左部分）**は収集が完了するまで**大切に保管**しておいてください。 ■大型ごみの**自己搬入**については、裏面下部をご覧ください。	**月2回（予約制）** **月曜、祝日明けの午前中**は、受付センターへの**電話が特に集中**します。 **できるだけインターネット予約をご利用ください。**	家電製品 家　具 寝　具 家電リサイクル法対象機器 その他	最長の辺の長さまたは最大径が**30cm以上**（棒状のものまたは容器に折り曲げられる板状のものは最長の辺が**1m以上**） ※けた箱、食器棚、本棚、たんすなどはあらかじめ大きさ（**正面から見たときの幅、高さ**）を測ったうえで予約してください。 ●掃除機 電子レンジなど ●ふとん、たんす、机、灯油用ポリタンク、自転車など ●**家電リサイクル法対象機器**は「**家電リサイクル券**」も**必要**です。大きさにかかわらず**すべて大型ごみ**になります。 ●エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 郵便局・ゆうちょ銀行窓口で入手し**リサイクル料金を払い込んだ証明書を貼付したリサイクル券のすべて**を貼り付けてください。（①指定引取場所（一部）②取扱店（有料））	●**申込方法　電話、インターネット、ウェブチャット** ●インターネット、ウェブチャットからの申込みはキャッシュレス決済もできます。（払戻し不可） ●大型ごみ受付センター（受付時間　9時から18時まで） ＴＥＬ　0570-082530（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外） 082-544-5300 ※聴覚に障害がある等上記による申込みができない方　FAX 0570-082531 休　み　土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日 **予約期限**　電話予約はお住まいの地区の収集日の**3日前**まで インターネット、ウェブチャット、FAX予約はお住まいの地区の収集日の**5日前**まで （※3日前まで、5日前までは、受付センターの休みを除いて数えてください） ●住所・氏名・電話番号などの**個人情報を記載した家電リサイクル券**を貼付したものを排出場所に置くことになりますので、**了承いただける場合のみお申込み**ください。了承いただけない場合は、販売店に引取りを依頼または指定引取場所へ持ち込んでください。 ●**家庭用パソコン**とその**ディスプレイ**はすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会（03-5282-7685）へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックス等もご利用いただけます。（不燃ごみの欄をご覧ください。）

透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。

●ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう！

ごみの野外焼却は、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。**不法投棄は犯罪です。**不法投棄をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入または許可業者へ	引越し、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出たごみ	ご自分で、**それぞれの分別ごとに**市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがありますので、事前に搬入先へ確認してください。
事業ごみ		事業活動（商店、事務所等）に伴うごみ	
その他	販売店または製造元などへ	オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP廃船、タイヤ、引火性または爆発性を有するもの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等）、有毒性のもの（農薬その他薬品類等）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）、ソーラーパネルなど	

家庭ごみ分別50音事典はこちら

収集日のお知らせはこちら

祝日等のごみ収集について

お住まいの地区が、**可燃ごみ ペットボトル リサイクルプラ** の収集日に当たる場合	◆収集を行う日 4月29日、7月20日、8月6日・11日、9月21日・22日・23日、10月12日、12月29日・30日、1月11日 ◆収集を行わない日 5月4日・5日・6日、11月3日・23日、12月31日、1月1日・2日・3日、2月11日・23日、3月22日 ※お盆は、通常どおり収集を行います。
お住まいの地区が、**その他プラ・不燃ごみ 資源ごみ・有害ごみ** の収集日に当たる場合	祝日等も、裏面の日程表のとおり収集を行います。 **年末年始（12月31日～1月3日）は、収集を行いません。** **※収集日を変更している地区がありますので、必ず裏面の日程表を確認してください。**

ごみの出し方やごみ出し場所の設置・変更・廃止については、中環境事業所　TEL 082-241-0779　FAX 082-241-1407　メール ka-na-kan@city.hiroshima.lg.jp へ

別紙4

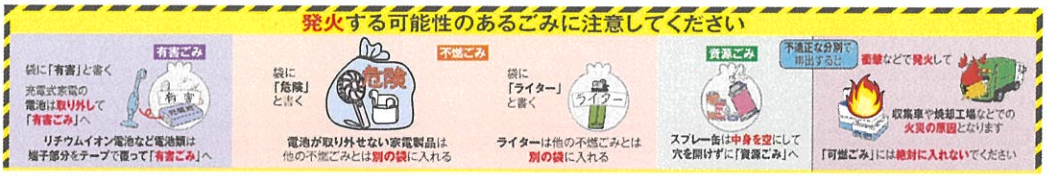
中 1

令和8（2026）年度　家庭ごみ収集日程表（令和8年4月から令和9年3月までの収集日程です。）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

ごみ出しカレンダー（広島市ホームページ）

発火する可能性のあるごみに注意してください



年末は **12月30日(水)まで**
年始は **1月4日(月)から**
通常どおり収集します。

可燃ごみ・ペットボトル・リサイクルプラ・資源ごみ・有害ごみ（赤丸の収集日に変更していますので注意してください。）

収集曜日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地区
月曜日と木曜日	第一と第四 水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10	舟入南二丁目、三丁目、六丁目
		22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24	西川口町
火曜日	第二と第四 金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	江波西一丁目、二丁目 江波二本松一丁目、二丁目 江波栄町・江波沖町
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	
	第二と第四 金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	江波南一丁目、二丁目、三丁目
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	
水曜日	第一と第三 火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2	河原町・舟入町・舟入中町
		21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16	
	第一と第三 金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	舟入南一丁目、四丁目、五丁目
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	
	第一と第三 金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	江波東一丁目、二丁目
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	江波本町
	第二と第四 火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9	舟入本町・舟入幸町・舟入川口町
		28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23	
火曜日と金曜日	第一と第三 月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	本川町一丁目、二丁目、三丁目・広瀬北町・広瀬町 西十日市町・寺町・十日市町一丁目、二丁目 堺町一丁目、二丁目・小網町・榎町・猫屋町 土橋町・中島町・加古町・住吉町・羽衣町
		20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15	
水曜日	第二と第四 月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8	吉島新町一丁目、二丁目
		27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22	光南四丁目、五丁目
	第一と第三 木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11	吉島東一丁目、二丁目、三丁目 吉島西一丁目、二丁目、三丁目 光南一丁目、二丁目、三丁目、六丁目 南吉島一丁目、二丁目・吉島町
		23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	

その他プラ（赤丸の収集日に変更していますので注意してください。）

収集曜日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第一と第三	水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
		15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第二と第四	火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
		28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
第一と第三	火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
		21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
第二と第四	月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
		27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22
第一と第三	月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
		20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15
第一と第三	木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
		16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

大型ごみ（予約制）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地区
10	8	12	10	7	11	9	13	11	15	12	12	舟入南二丁目、三丁目、六丁目
24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	西川口町
8	13	10	8	7	9	14	11	9	13	10	10	江波西一丁目、二丁目 江波二本松一丁目、二丁目 江波栄町・江波沖町
22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24	
1	13	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3	江波南一丁目、二丁目、三丁目
22	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17	
10	8	12	10	11	11	9	13	11	15	12	12	河原町・舟入町・舟入中町
24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	
7	8	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2	舟入南一丁目、四丁目、五丁目
21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16	
14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9	江波東一丁目、二丁目
24	26	23	28	25	29	27	24	22	26	26	23	江波本町
3	8	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	舟入本町・舟入幸町・舟入川口町
17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	
9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11	本川町一丁目、二丁目、三丁目・広瀬北町・広瀬町 西十日市町・寺町・十日市町一丁目、二丁目 堺町一丁目、二丁目・小網町・榎町・猫屋町 土橋町・中島町・加古町・住吉町・羽衣町
23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	
2	7	4	2	3	3	1	5	3	7	4	4	吉島新町一丁目、二丁目
16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18	光南四丁目、五丁目
6	7	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	吉島東一丁目、二丁目、三丁目 吉島西一丁目、二丁目、三丁目 光南一丁目、二丁目、三丁目、六丁目 南吉島一丁目、二丁目・吉島町
20	18	15	20	17	17	19	16	21	18	15	15	

大型ごみの予約方法

電話でのご予約

■大型ごみ受付センター
TEL 0570-082530
（携帯電話会社の通話料金定額プランの対象外）
082-544-5300
■受付時間
午前9時～午後6時
■休み
土、日、祝日等、
12月29日～1月3日、8月6日
■注意事項
月曜、祝日明けの午前中は受付センターへの電話が集中しますので、繋がりにくい時間帯を避けてご利用ください。

申込期限
収集日の3日前
3日前は受付センターの休みを除いて数えてください

インターネットでのご予約

広島市のホームページから予約できます。

申込期限
収集日の5日前
5日前は受付センターの休みを除いて数えてください

ウェブチャットでのご予約

広島市LINE公式アカウントから予約できます。
①右の二次元コードからLINE友だち追加
②トーク画面下のメニュー表示から「ごみ」を選択
③「大型ごみ排出」を選択
④大型ごみの排出予約「ウェブチャット予約」を選択

申込期限
収集日の5日前
5日前は受付センターの休みを除いて数えてください

聴覚に障害がある等で上記による予約ができない方
FAX 0570-082531
申込期限は収集日の5日前（5日前は受付センターの休みを除いて数えてください。）

不燃ごみ（赤丸の収集日に変更していますので注意してください。）

収集曜日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第一と第三	水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
		15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
第二と第四	水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
		22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第二と第四	火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
		28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
第一と第三	火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
		21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
第二と第三	木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
		16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
第二と第四	木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
		23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
第一と第四	月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
		27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22

大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業について

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。
（ただし、大型ごみの収集運搬手数料は通常どおり必要となります。また、収集員2人で支援から容易に運び出せないようなものは収集できません。）

申込方法等

収集日の2週間前までに電話またはインターネットから大型ごみ受付センターに申し込んでください。

■訪問者がいる場合であっても、本人及び同居者のうち次の①～⑤に該当しない方が1人以下の場合は対象になる場合があります。このほかにも排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは、大型ごみ受付センターへお問い合わせください。
① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
③ 母子健康手帳の交付を受けている妊娠産前の方および出産後1年以内の方
④ 65歳以上の方
⑤ 戦傷救育終了までの方

家庭から出る大型ごみの自己搬入について

自己搬入される際、申請書を記入していただきます。申請書は、事前に市のホームページでもダウンロードできます。

施設名等	備考	詳細
安佐南工場大型ごみ破砕処理施設 住所：安佐南区伴北四丁目3390番地 TEL：082-848-1114　FAX：082-848-1189	搬入時間：月～金曜日 午前9時～午後4時 ※予約不要 休み：土・日曜日、国民の祝日・休日、8月6日、年末年始（12月29日～1月3日） ※ゴールデンウイーク、お盆及び年末年始の期間中は混雑することがあります。	

家電リサイクル法対象機器は、郵便局・ゆうちょ銀行窓口で料金を振り込み、家電リサイクル券を入手の上、下記の引き取り場所へ自己搬入ができます。

搬入先	所在地等	備考
岡山県貨物運送㈱ 広島主管支店	西区観音新町四丁目10-202 TEL：082-297-2411　FAX：082-297-5621	受付時間：月～金曜日・土曜日（不定期） 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分 休み：日曜日、国民の祝日・休日、お盆、年末年始
西濃運輸㈱ 広島支店	中区羽衣六丁目2-15 TEL：082-545-9071　FAX：082-545-9368	

休日開場を行います。
インターネット予約者限定（先着方式）
年に12回、祝日等に安佐南工場にて大型ごみの自己搬入を受け入れます。固定道路の渋滞対策のため、上限台数を設けています。　詳細はこちら
【令和8年度開場予定日】
4/26、5/3、5/10、7/20、8/11、9/22、10/12、11/23、12/29、1/11、2/11、3/22

ごみの出し方やごみ出し場所の設置・変更・廃止については、中環境事業所　TEL 082-241-0779　FAX 082-241-1407　メール ka-na-kan@city.hiroshima.lg.jp へ

別紙5

似島

令和8(2026)年度 家庭ごみの正しい出し方

収集日の朝8時まで に出してください。 広島市環境局

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
可燃ごみ じょうぶな紙袋またはポリ袋（土のう袋等を除く）	毎週 火 と 金 曜日	台所ごみ 再生できない紙くず 木くず・せん定木くず その他	●生ごみ、卵の殻、貝殻など ●柿きれ、草 ●紙パック ●くすり ●湿布 ●マスク、ティッシュ、カーボン紙など ●吸い殻 ●乾燥剤、脱酸素剤 ●紙おむつ ●ペットの砂・ふんなど ●中身が綿の座布団・まくら	●段ボール箱で出さないでください。（段ボールは「資源ごみ」） ●菓子箱やダイレクトメールなど名刺大以上の紙は「資源ごみ」で出してください。 ●牛乳パックは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。 ●生ごみは、よく水を切って、新聞紙などに包んで出してください。 ●食用油は、布や新聞紙などに染み込ませて出してください。 ●せん定木くずなどは、長さをおおむね50cm以下に切り、束ねて少量ずつ出してください。（ただし直径が生木で5cm以下、乾燥木で10cm以下のものに限ります。） ●竹串など先がとがったものは、先をつぶして出してください。 ●花火やマッチは、必ず水にぬらして出してください。
ペットボトル 透明または半透明のポリ袋	毎週 月 曜日	ペットボトル PET ※このマークが目印です。	●飲料用（ジュース、お茶、コーヒー、水など） ●酒類・みりん類用、酢類用、しょう油類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用（ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルプラで出してください。） キャップとラベルはリサイクルプラへ	●キャップとラベルをはずして中を水洗いし、つぶして出してください。（キャップとラベルは「リサイクルプラ」で出してください。） ●「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて出してください。 ●「ペットボトル」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●食用油やソース、洗剤などのボトルは、「リサイクルプラ」で出してください。
リサイクルプラ 透明または半透明のポリ袋		容器包装プラスチック ※このマークが目印です。	（商品の容器や包装に使用されたプラスチック類） ●プラ製のフタ、キャップ、ラベル ●発泡スチロール・緩衝材、容器 ●ボトル類 ●カップ類（紙のカップ焼は可燃ごみ） ●袋類、ネット類 ●食品などの商品を包むラップ ●チューブ類 ●レジ袋など	●「ペットボトル」と必ず袋を分けて出してください。 ●「リサイクルプラ」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●食品やボトル類・チューブ類の容器は、水洗いや拭き取るなどして付着物を取り除いて出してください。（中身や汚れが取り除けない場合は「可燃ごみ」で出してください。） ●キャップやフタがついているものは、はずして出してください。 ●食品トレーは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。
その他プラ 透明または半透明のポリ袋	毎週 木 曜日	容器包装以外のプラスチック類	●ビニール製かばん ●ぬいぐるみ・プラスチック製のおもちゃ ●靴・スリッパ・革靴・長靴 ●クリーニングの袋 ●ビデオ（カセット）テープ、CD、DVD及びそれらのケース ●傘底で使用したラップ（芯は除く）、スポンジ ●インクカートリッジ・プラスチック製の文具 ●中身がスポンジのクッション・まくら ●ハンガー（プラスチック製のもの）	●ホースなどの長いものや、シート類は、30cm未満に切断して出してください。（切断が難しい場合は、ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。） ●機械部品を含むおもちゃ・ぬいぐるみは、「不燃ごみ」で出してください。 ●プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件にあてはまるものは「大型ごみ」となります。 ●木製のハンガー（金具有も含む）は「可燃ごみ」で、金属製のハンガー（ビニールで覆われているものも含む）は「不燃ごみ」で出してください。
不燃ごみ 透明または半透明のじょうぶなポリ袋（土のう袋等を除く）	毎週 木 曜日	陶磁器類 小型家電（大型ごみにならないもの） その他	令和8年度からルールを変更しています。 ●充電式電池を取り外せない家電製品（ハンディファンなど） ●ライター ●皮革製かばん ●陶磁器類 ●化粧品の乳白色びんとマニキュアのびん ●耐熱ガラス ●カミソリ ●金属製のキャップ、フタ ●アルミホイル類 電池が取り外せない場合 取り外した電池は有害ごみへ ●保冷剤 ●白熱電球、LED、使い捨てカイロ ●傘、ポット、時計 ●携帯ゲーム機、デジタルカメラ 電子時計など ●アイロン、トライヤーなどの小型家電	●プランター等の土や砂、底石はレジ袋3袋程度の量を限度に少量ずつ出してください。 ●ライターは他の不燃ごみと袋を分け、袋に「ライター」と書いて出してください。 ●家電製品は電池を取り外して（電池は「有害ごみ」）出してください。 ●充電式電池を取り外せない家電製品は、他の不燃ごみと袋を分け、袋に「危険」と書いて出してください。 ●小型家電（電気や電池で動く製品）は、区役所等に設置しているリサイクル回収ボックス（投入口〔縦15cm×横30cm×奥行き40cm〕に入る大きさのものに限ります。）や、宅配便等による回収もご利用ください。詳細は広島市ホームページをご覧ください。 ●ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ねて出してください。（30cm未満に切断できる場合は、切断して「その他プラ」で出してください。）
資源ごみ ひもでしばってまとめる、じょうぶな袋に入れる（土のう袋等を除く）	毎週 水 曜日	紙　類（名刺大以上） 布　類 金属類 ガラス類	●布製かばん ●新聞紙 ●段ボール ●その他の紙類（本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙） ●包丁（新聞紙などに含む。） ●古着、カーテンなど ●空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶（使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする）など ●ガラスびん、カラスくず（びんのフタははずす。） ●化粧品のびん（乳白色びん及びマニキュアのびんを除く。）	●紙類はひもでしばるなどしてまとめて、その他の「資源ごみ」はじょうぶな袋（土のう袋等を除く）に入れるなどして、「有害ごみ」の袋と分けて出してください。 ●スプレー缶は、使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外でガスを抜き、中身を空にして、穴を開けずに出してください。 ●中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器は収集できません。製造メーカーに相談してください。 ●包丁や割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで「危険」と書いて出してください。 ●ビールびんや一升びんなどのくり返し使用できるびんは、できるだけ販売店に返却してください。 ●缶、びんはフタやキャップをはずし、内容物を取り除いて洗って出してください。 ●広島市では、ごみの減量化や持ち去り防止などのため、「集団回収」を推奨しています。実施の有無については、町内会などへお問い合わせください。 ●まだ着ることができる服は、人に譲るなどして、できるだけ再利用してください。
有害ごみ 有害と明記したポリ袋（土のう袋等を除く）		乾電池 蛍光管 体温計	充電池 ●乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）端子部分をテープで覆う ●モバイルバッテリー ※破損・膨張した小型充電式電池、モバイルバッテリーも収集します。 ●蛍光管 ●体温計等（水銀を使用したもの）	●「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋（土のう袋等を除く）に「有害」と書いて出してください。 ●小型充電式電池、モバイルバッテリーは、区役所に設置している充電式電池回収ボックス（投入口〔縦6.5cm×横13cm〕に入る大きさで、破損・膨張していないものに限ります。）もご利用ください。 ●電池類はショート（短絡）による発熱・発火を防止するため、端子部分をテープで覆ってください。 ●LED電球やLED蛍光管は、「不燃ごみ」で出してください。 ●蛍光管などが割れることによる水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んでから袋に入れて割れないよう丁寧に出してください。
大型ごみ（有料） ■納付券（シール）を購入する前に大型ごみ収集を予約してください。納付券の払戻し、再発行はできません。 ■納付券の領収書（左部分）は収集が完了するまで大切に保管しておいてください。	毎週 水 曜日（予約制）	家電製品 家　具 寝　具 家電リサイクル法対象機器 その他	最長の辺の長さまたは最大径が30cm以上（棒状のものまたは容器に折り曲げられる板状のものは最長の辺が1m以上） ●掃除機、電子レンジなど ●ふとん、たんす、机、灯油用ポリタンク、自転車など 平たい箱、食器棚、本棚、たんすなどはあらかじめ大きさ（正面から見たときの幅、高さ）を測ったうえで予約してください。 納付券 見本 それぞれの大型ごみに貼り付けてください。 ●家電リサイクル法対象機器は「家電リサイクル券」も必要です。大きさにかかわらずすべて大型ごみになります。 郵便局・ゆうちょ銀行窓口で入手しリサイクル料金を払い込んだ証明書を貼付したリサイクル券のすべてを貼り付けてください。（広域指定引取場所〔一部〕・取扱店舗で貼付可） 見本 ●エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●申込方法　電話 ●似島事業所（受付時間　9時から16時まで） T　E　L　082-259-2639 休　　み　土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日 予約期限　収集日の3日前まで（似島事業所の休みを除いて数えてください。） ●住所・氏名・電話番号などの個人情報を記載した家電リサイクル券を貼付したものを排出場所に置くことになりますので、了承いただける場合のみお申込みください。了承いただけない場合は、販売店に引取りを依頼または指定引取場所へ持ち込んでください。 ●家庭用パソコンとそのディスプレイはすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会（03-5282-7685）へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックス等もご利用いただけます。（不燃ごみの欄をご覧ください。） ●大型ごみの自己搬入については、市ホームページをご覧ください。（家電リサイクル法対象機器は他の大型ごみと搬入先が異なりますので、ご注意ください。）

透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。

●ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう！

ごみの野外焼却は、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。不法投棄は犯罪です。不法投棄をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入または許可業者へ	引越し、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出たごみ	ご自分で、それぞれの分別ごとに市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがありますので、事前に搬入先へ確認してください。
事業ごみ		事業活動（商店、事務所等）に伴うごみ	
その他	販売店または製造元などへ	オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP廃船、タイヤ、引火性または爆発性を有するもの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等）、有毒性のもの（農薬その他薬品類等）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）、ソーラーパネルなど	

家庭ごみ分別50音事典で品目ごとの分別を確認できます

祝日等のごみ収集について

◆国民の祝日等の収集はありません。
ただし、4月29日、7月20日、8月6日・11日、9月21日・22日・23日、10月12日、12月29日・30日、1月11日は収集を行います。
◆お盆は、通常どおり収集を行います。
◆年末年始のごみ収集は、年末は12月30日(水)まで、年始は1月4日(月)から、通常どおり収集します。

ごみの出し方やごみ出し場所の設置・変更・廃止については、似島事業所　TEL(FAX)082-259-2639へ

別紙 6

令和8(2026)年度 家庭ごみの正しい出し方

収集日の**朝8時30分まで**に出してください。 **広島市環境局**

※収集時間は地域やごみの種類によって異なります。

裏面の**日程表**で収集日を確認して、下の表の「収集日」欄に書き込んでご使用いただけます。**カレンダー形式の「ごみ出しカレンダー」は、広島市ホームページに掲載しています。**（裏面上部二次元コードからもアクセスできます。）

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
可燃ごみ じょうぶな紙袋または**ポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎週 ○曜日 と ○曜日	台所ごみ 再生できない紙くず 木くず・せん定木くず その他	●生ごみ、卵の殻、貝殻など ●柿きれ、草 ●紙パック ●くすり ●湿布 ●マスク、ティッシュ、カーボン紙など ●吸い殻 ●乾燥剤、脱酸素剤 ●紙おむつ ●ペットの砂・ふんなど ●中身が綿の座布団・まくら	●**段ボール箱で出さないでください。（段ボールは「資源ごみ」）** ●菓子箱やダイレクトメールなど**名刺大以上の紙は「資源ごみ」**で出してください。 ●**牛乳パック**は、できるだけスーパーなどの**店頭回収**をご利用ください。 ●**生ごみ**は、**よく水を切って**、**新聞紙などに包んで**出してください。 ●**食用油**は、**布や新聞紙などに染み込ませて**出してください。 ●**せん定木くず**などは、**長さをおおむね50cm以下**に切り、**束ねて少量ずつ**出してください。（ただし**直径**が**生木で5cm以下**、**乾燥木で10cm以下**のものに限ります。） ●竹串など**先がとがったもの**は、**先をつぶして**出してください。 ●**花火やマッチ**は、**必ず水にぬらして**出してください。
ペットボトル 透明または半透明の**ポリ袋**	毎週 ○曜日	ペットボトル PET このマークが目印です。	●飲料（ジュース、お茶、コーヒー、水など） ●酒類・みりん類用、酢類用、しょう油類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用（ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルプラで出してください。） キャップとラベルはリサイクルプラへ	●**キャップとラベルをはずして中を水洗いし、つぶして**出してください。（**キャップとラベルは「リサイクルプラ」**で出してください。） ●**「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて**出してください。 ●「ペットボトル」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●**食用油やソース、洗剤などのボトル**は、**「リサイクルプラ」**で出してください。
リサイクルプラ 透明または半透明の**ポリ袋**	毎週 ○曜日	容器包装プラスチック プラ ※このマークが目印です。	（商品の容器や包装に使用されたプラスチック類）●プラ製のフタ、キャップ、ラベル ●発泡スチロールの緩衝材、容器 ●ボトル類 ●カップ類（紙のカップ麺は「可燃ごみ」） ●袋類、ネット類 ●食品などの商品を包むラップ ●チューブ類 ●レジ袋など	●**「ペットボトル」と必ず袋を分けて**出してください。 ●「リサイクルプラ」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ●**食品やボトル類・チューブ類の容器**は、**水洗いや拭き取るなどして付着物を取り除いて**出してください。（中身や汚れが取り除けない場合は「可燃ごみ」で出してください。） ●**キャップやフタ**がついているものは、**はずして**出してください。 ●**食品トレー**は、できるだけ**スーパーなどの店頭回収**をご利用ください。
その他プラ 透明または半透明の**ポリ袋**	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	容器包装以外のプラスチック類	●ビニール製かばん ●ぬいぐるみ・プラスチック製のおもちゃ ●靴・スリッパ・革靴・長靴 ●クリーニングの袋 ●ビデオ（カセット）テープ、CD、DVD及びそれらのケース ●家庭で使用したラップ（には除く）、スポンジ ●インクカートリッジ・プラスチック製の文具 ●中身がスポンジのクッション・まくら ●ハンガー（プラスチック製のもの）	●ホースなどの長いものや、シート類は、30cm未満に切断して出してください。（切断が難しい場合は、ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。） ●**機械部品を含むおもちゃ・ぬいぐるみ**は、**「不燃ごみ」**で出してください。 ●プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件にあてはまるものは「大型ごみ」となります。 ●**木製のハンガー**（金具有も含む）は「可燃ごみ」で、**金属製のハンガー**（ビニールで覆われているものも含む）は「不燃ごみ」で出してください。

透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。

令和8年度からルールを変更しています。

不燃ごみ 透明または半透明の**じょうぶなポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	陶磁器類 小型家電（大型ごみにならないもの） その他	●皮革製かばん ●陶磁器類 ●化粧品の黒白色びんとマニキュアのびん ●充電式電池を取り外せない家電製品（ハンディファンなど） ●ライター 別の袋で ●耐熱ガラス ●カミソリ ●金属製のキャップ、フタ ●アルミホイル類 ●電池が取り外せない場合 取り外した電池は有害ごみへ ●保冷剤 ●白熱電球、LED、使い捨てカイロ ●傘、ポット、時計 ●携帯ゲーム機、デジタルカメラ、電子時計など ●アイロン、トライヤーなどの小型家電	●**プランター等の土や砂、底石**はレジ袋**3袋程度**の量を限度に少量ずつ出してください。 ●**ライター**は**他の不燃ごみと袋を分け**、袋に**「ライター」と書いて**出してください。 ●**家電製品**は**電池を取り外して**（電池は**「有害ごみ」**）出してください。 ●**充電式電池を取り外せない家電製品**は、**他の不燃ごみと袋を分け**、袋に**「危険」と書いて**出してください。 ●**小型家電**（電気や電池で動く製品）**は、区役所等に設置しているリサイクル回収ボックス**（投入口（**縦15cm×横30cm×奥行き40cm**）に入る大きさのものに限ります。）や、宅配便による回収もご利用ください。詳細は広島市ホームページをご覧ください。 ●ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ねて出してください。（30cm未満に切断できる場合は、切断して「その他プラ」で出してください。）
資源ごみ ひもでしばってまとめる、じょうぶな袋に入れる（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	紙　類（名刺大以上） 布　類 金属類 ガラス類	●布製かばん ●新聞紙 ●段ボール ●その他の紙類（本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙） ●包む（新聞紙などに包む） ●古着、カーテンなど ●空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶（使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする）など ●ガラスびん、ガラスくず（びんのフタはずす。） ●化粧品のびん（乳白色びん及びマニキュアのびんを除く。）	●**紙類はひもでしばる**などしてまとめて、**その他の「資源ごみ」はじょうぶな袋（土のう袋等を除く）**に入れるなどして、**「有害ごみ」の袋と分けて**出してください。 ●**スプレー缶**は、**使い切る**か、火の気のない風通しの良い**屋外でガスを抜き、中身を空**にして、**穴を開けず**に出してください。 ●**中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器**は**収集できません。**製造メーカーに相談してください。 ●**包丁や割れたガラス**などは、**新聞紙などに包んで「危険」と書いて**出してください。 ●ビールびんや一升びんなどの**くり返し使用できるびん**は、できるだけ**販売店に返却**してください。 ●**缶、びんはフタやキャップをはずし**、内容物を取り除いて**洗って**出してください。 ●広島市では、ごみの減量化や持ち去り防止などのため、**「集団回収」を推奨**しています。実施の有無については、**町内会などへお問い合わせください。** ●**まだ着ることができる服**は、人に譲るなどして、**できるだけ再利用**してください。
有害ごみ 有害と明記した**ポリ袋**（土のう袋等を除く）	毎月 第○・第○ ○曜日 1月は○日と○日	乾電池 蛍光管 体温計	●乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）**端子部分をテープで覆う** ●モバイルバッテリー ※破損・膨張した小型充電式電池、モバイルバッテリーも収集します。 ●蛍光管 ●体温計等（水銀を使用したもの）	●**「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋（土のう袋等を除く）**に**「有害」と書いて**出してください。 ●**小型充電式電池、モバイルバッテリー**は、**区役所**に**設置している充電式電池回収ボックス**（投入口（**縦6.5cm×横13cm**）に入る大きさで、**破損・膨張していないもの**に限ります。）もご利用ください。 ●**電池類はショート（短絡）による発熱・発火を防止するため、端子部分をテープで覆って**ください。 ●**LED電球やLED蛍光管**は、「不燃ごみ」で出してください。 ●蛍光管などが割れることによる**水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んで**から袋に入れて**割れないよう丁寧に**出してください。
大型ごみ（有料） ■**納付券（シール）を購入する前**に大型ごみ収集を**予約**してください。納付券の**払戻し、再発行はできません。** ■**納付券の領収書（左部分）**は収集が完了するまで**大切に保管**しておいてください。 ■大型ごみの**自己搬入**については、裏面下部をご覧ください。	**月2回（予約制）** **月曜、祝日明けの午前中**は、受付センターへの**電話が特に集中**します。**できるだけインターネット予約をご利用ください。**	家電製品 家　具 寝　具 家電リサイクル法対象機器 その他	最長の辺の長さまたは最大径が**30cm以上**（棒状のものまたは容器に折り曲げられる板状のものは最長の辺が**1m以上**） ●掃除機 電子レンジなど ●ふとん、たんす、机、灯油用ポリタンク、自転車など ※けた箱、食器棚、本棚、たんすなどはあらかじめ大きさ（**正面から見たときの幅、高さ**）を測ったうえで予約してください。 見本 納付券 任意の用紙 それぞれの大型ごみに貼り付けてください。 ●**家電リサイクル法対象機器**は**「家電リサイクル券」**も**必要**です。大きさにかかわらず**すべて大型ごみ**になります。 郵便局・ゆうちょ銀行窓口で入手し**リサイクル料金を払い込んだ証明書を貼付したリサイクル券のすべて**を貼り付けてください。（**指定引取場所**は一部**取扱**店舗） ●エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●**申込方法　電話、インターネット、ウェブチャット** ●インターネット、ウェブチャットからの申込みはキャッシュレス決済もできます。（払戻し不可） ●大型ごみ受付センター（受付時間　9時から18時まで） ＴＥＬ　0570-082530（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外） 082-544-5300 ※聴覚に障害がある等上記による申込みができない方　FAX 0570-082531 休　み　土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日 **予約期限**　電話予約はお住まいの地区の収集日の**3日前**まで インターネット、ウェブチャット、FAX予約はお住まいの地区の収集日の**5日前**まで（※3日前まで、5日前までは、受付センターの休みを除いて数えてください） ●住所・氏名・電話番号などの**個人情報を記載した家電リサイクル券**を貼付したものを排出場所に置くことになりますので、**了承いただける場合のみお申込み**ください。了承いただけない場合は、販売店に引取りを依頼または指定引取場所へ持ち込んでください。 ●**家庭用パソコン**とその**ディスプレイ**はすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会（03-5282-7685）へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックス等もご利用いただけます。（不燃ごみの欄をご覧ください。）

●ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう！

ごみの野外焼却は、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。
不法投棄は犯罪です。不法投棄をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入または許可業者へ	引越し、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出たごみ	ご自分で、**それぞれの分別ごと**に市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがありますので、事前に搬入先へ確認してください。
事業ごみ		事業活動（商店、事務所等）に伴うごみ	
その他	販売店または製造元などへ	オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP廃船、タイヤ、引火性または爆発性を有するもの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等）、有毒性のもの（農薬その他薬品類等）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）、ソーラーパネルなど	

家庭ごみ分別50音事典はこちら

収集日のお知らせはこちら

祝日等のごみ収集について

お住まいの地区が、**可燃ごみ ペットボトル リサイクルプラ**の収集日に当たる場合	◆収集を行う日 4月29日、7月20日、8月6日・11日、9月21日・22日・23日、10月12日、12月29日・30日、1月11日 ◆収集を行わない日 5月4日・5日・6日、11月3日・23日、12月31日、1月1日・2日・3日、2月11日・23日、3月22日 ※お盆は、通常どおり収集を行います。
お住まいの地区が、**その他プラ・不燃ごみ 資源ごみ・有害ごみ**の収集日に当たる場合	祝日等も、裏面の日程表のとおり収集を行います。 年末年始（12月31日～1月3日）は、収集を行いません。 ※**収集日を変更している地区がありますので**、必ず裏面の日程表を確認してください。

別紙７

中 1

令和8（2026）年度　家庭ごみ収集日程表（令和8年4月から令和9年3月までの収集日程です。）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

ごみ出しカレンダー（広島市ホームページ）

発火する可能性のあるごみに注意してください



年末は **12月30日(水)まで**
年始は **1月4日(月)から**
通常どおり収集します。

可燃ごみ	ペットボトル リサイクル プラ	資源ごみ・有害ごみ（赤丸の収集日に変更していますので注意してください。）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地区	その他プラ（赤丸の収集日に変更していますので注意してください。）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月曜日と木曜日	火曜日	第二と第四	水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10	舟入南二丁目、三丁目、六丁目	第一と第三	水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
				22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24	西川口町			15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
		第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	江波西一丁目、二丁目 江波二本松一丁目、二丁目 江波栄町・江波沖町	第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
				24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26				17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
		第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	江波南一丁目、二丁目、三丁目	第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
				24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26				17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
	水曜日	第一と第三	火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2	河原町・舟入町・舟入中町	第二と第四	火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
				21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16				28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
		第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	舟入南一丁目、四丁目、五丁目	第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
				17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19				24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
		第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	江波東一丁目、二丁目	第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
				17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	江波本町			24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
		第二と第四	火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9	舟入本町・舟入幸町・舟入川口町	第一と第三	火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
				28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23				21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
火曜日と金曜日	水曜日	第一と第三	月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	本川町一丁目、二丁目、三丁目・広瀬北町・広瀬町 西十日市町・寺町・十日市町一丁目、二丁目 堺町一丁目、二丁目・小網町・榎町・猫屋町 土橋町・中島町・加古町・住吉町・羽衣町	第二と第四	月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
				20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15				27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22
		第二と第四	月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8	吉島新町一丁目、二丁目	第一と第三	月	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
				27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22	光南四丁目、五丁目			20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15
		第二と第四	木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11	吉島東一丁目、二丁目、三丁目 吉島西一丁目、二丁目、三丁目 光南一丁目、二丁目、三丁目、六丁目 南吉島一丁目、二丁目・吉島町	第一と第三	木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
				23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25				16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

大型ごみ（予約制）

収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
舟入南二丁目、三丁目、六丁目	10	8	12	10	7	11	9	13	11	15	12	12
西川口町	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
江波西一丁目、二丁目 江波二本松一丁目、二丁目 江波栄町・江波沖町	8	13	10	8	7	9	14	11	9	13	10	10
	22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24
江波南一丁目、二丁目、三丁目	1	13	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
	22	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
河原町・舟入町・舟入中町	10	8	12	10	11	11	9	13	11	15	12	12
	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
舟入南一丁目、四丁目、五丁目	7	8	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2
	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
江波東一丁目、二丁目	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
江波本町	24	26	23	28	25	29	27	24	22	26	26	23
舟入本町・舟入幸町・舟入川口町	3	8	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
本川町一丁目、二丁目、三丁目・広瀬北町・広瀬町 西十日市町・寺町・十日市町一丁目、二丁目 堺町一丁目、二丁目・小網町・榎町・猫屋町 土橋町・中島町・加古町・住吉町・羽衣町	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
吉島新町一丁目、二丁目	2	7	4	2	3	3	1	5	3	7	4	4
光南四丁目、五丁目	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
吉島東一丁目、二丁目、三丁目 吉島西一丁目、二丁目、三丁目 光南一丁目、二丁目、三丁目、六丁目 南吉島一丁目、二丁目・吉島町	6	7	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
	20	18	15	20	17	17	19	16	21	18	15	15

大型ごみの予約方法

電話でのご予約

■大型ごみ受付センター
TEL **0570-082530**
（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外）
082-544-5300
■受付時間
午前9時～午後6時
■休み
土、日、祝日等、
12月29日～1月3日、8月6日
■注意事項
月曜、祝日明けの午前中は受付センターへの電話が集中しますので、繋がりにくい時間帯を避けてご利用ください。

申込期限
収集日の3日前
3日前は受付センターの休みを除いて数えてください

インターネットでのご予約

広島市のホームページから予約できます。

申込期限
収集日の5日前
5日前は受付センターの休みを除いて数えてください

ウェブチャットでのご予約

広島市LINE公式アカウントから予約できます。
①右の二次元コードからLINE友だち追加
②トーク画面下のメニュー表示から「ごみ」を選択
③「大型ごみ排出」を選択
④大型ごみの排出予約「ウェブチャット予約」を選択

申込期限
収集日の5日前
5日前は受付センターの休みを除いて数えてください

聴覚に障害がある等で上記による予約ができない方
FAX 0570-082531
申込期限は収集日の5日前
（5日前は受付センターの休みを除いて数えてください。）

不燃ごみ（赤丸 の収集日に変更していますので注意してください。）

収集曜日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第一と第三	水	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
		15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
第二と第四	水	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
		22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24
第一と第三	金	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
第二と第四	火	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
		28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
第一と第三	火	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
		21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
第二と第四	金	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
		24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
第一と第三	木	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
		16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
第二と第四	木	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
		23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
第二と第四	月	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8
		27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	22

大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業について

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。
（ただし、大型ごみの収集運搬手数料は通常どおり必要となります。また、収集員2人で玄関から容易に運び出せないようなものは収集できません。）

申込方法等

収集日の**2週間前まで**に電話またはインターネットから大型ごみ受付センターに申し込んでください。

■同居者がいる場合であっても、本人及び同居者のうち次の①～⑤に該当しない方が1人以下の場合は対象になる場合があります。
このほかにも排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは、大型ごみ受付センターへお問い合わせください。
①介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
③母子健康手帳の交付を受けている出産前の方および出産後1年以内の方
④65歳以上の方
⑤義務教育終了までの方

家庭から出る大型ごみの自己搬入について

自己搬入される際、申請書を記入していただきます。申請書は、事前に市のホームページでもダウンロードできます。

施設名等	備考	詳細
安佐南工場大型ごみ破砕処理施設 住所：安佐南区伴北四丁目3990番地 TEL：082-848-1114　FAX：082-848-1189	搬入時間：月～金曜日 午前9時～午後4時 ※予約不要 休み：土・日曜日、国民の祝日・休日、8月6日、 年末年始（12月29日～1月3日） ※ゴールデンウイーク、お盆及び年末年始の期間中は混雑することがあります。	

家電リサイクル法対象機器は、郵便局・ゆうちょ銀行窓口で料金を振り込み、家電リサイクル券を入手のうえ、下記の引き取り場所へ自己搬入ができます。

搬入先	所在地等	備考
岡山県貨物運送㈱ 広島主管支店	西区観音新町四丁目10-202 TEL：082-297-2411　FAX：082-297-5621	受付時間：月～金曜日・土曜日（不定期） 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分 休み：日曜日、国民の祝日・休日、お盆、年末年始
西濃運輸㈱ 広島支店	中区光南六丁目2-15 TEL：082-545-9071　FAX：082-545-9368	

休日開場を行います。

インターネット予約者限定（先着方式）

年に12回、祝日等に安佐南工場にて大型ごみの自己搬入を受け入れます。
周辺道路の渋滞対策のため、上限台数を設けています。　詳細はこちら

【令和8年度開場予定日】
4/29、5/2、6/13、7/20、8/11、9/23、10/12、11/23、12/29、1/11、2/11、3/22

ごみの出し方やごみ出し場所の設置・変更・廃止については、中環境事業所　TEL 082-241-0779　FAX 082-241-1407　メール ka-na-kan@city.hiroshima.lg.jp へ